

# 令和5年度 第1回 さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会 議事録

1 日時 令和5年7月14日（金）午前10時～午前11時45分

2 開催場所 武蔵浦和コミュニティセンター8階 第7集会室

3 出席者

(1) 委員

臼杵 信裕 委員長 上野 茂昭 副委員長 森田 真紀子 委員 橋本 正晴 委員  
駒木根 敦子 委員 高橋 麗子 委員 清水 ヨシ子 委員 野津 美智代 委員  
溝口 誠 委員

(2) 事務局

①子ども未来局 子育て未来部長 幼児・放課後児童課長 外3名

②教育委員会 生涯学習部 生涯学習振興課長 外3名  
管理部 学校施設管理課長

4 欠席者 出口 裕貴 委員

5 議題

(1) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型事業の実施について

①新たな放課後の居場所の必要性

②モデル事業

6 公開・非公開の別

公開

7 傍聴者の数 0人

8 審議の経過

(1) 開会

(2) 子ども未来局 子育て未来部長 あいさつ（略）

(3) 自己紹介（略）

(4) 委員長、副委員長選出

臼杵 信裕 委員長 上野 茂昭 副委員長 選出

(5) 委員長あいさつ 副委員長あいさつ（略）

(6) 審議 議題（1）

(7) 事務連絡

(8) 閉会

9 審議内容

(1) 議題 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型事業の実施について

①新たな放課後の居場所の必要性について

<事務局>

資料3より

①さいたま市の放課後児童クラブの現状として、待機児童の現状、運営主体の現状、国の動向と本市の取り組み状況を説明

②本市の放課後児童クラブの課題と対応策を説明

・施設設備面で放課後児童クラブに適した物件の確保が難しい現状があり、これまで以上に学校施設を活用していくことが課題となっている。

・保護者負担の面では、保護者会が中心となって運営するNPO法人が多いので、運営にかかわる保

護者の負担が大きくなっているという現状があり、保護者の負担軽減を図ることが課題となっている。

- ・利用者のニーズの面では働き方の変化によりニーズが多様化し、それに応じた放課後の居場所が不足している現状があり、すべての児童のための安全・安心な放課後の居場所の確保が課題となっている。
- ・対応方針として、学校の余裕教室を活用し、すべての児童を対象とする新たな放課後の居場所へ転換を図る必要がある。具体策として、新たに「(仮称)さいたま市放課後子ども居場所事業」を実施することとし、早期のモデル事業の実施を検討している。

<上野副委員長>

待機児童数311名ということでしたが、どの学区の地域が多いのでしょうか。例えば、大宮南小学校は教室が全然足りないとか、仲町小や高砂小は、マンションが林立してきているなど、ある程度、人口がどこの地域で増えるかなど、ある程度予測が可能かと思いますが、現状を教えてくださいませんか。

<事務局>

待機児童が一番多いのは、中央区内の小学校区です。その次に多い傾向としてあるのが浦和区、南区、緑区で、特に人口が増えているような区において待機児童が多い傾向にあります。

さいたま市の待機児童の考え方として、公設クラブがある学区の中で、放課後児童クラブを利用できない方ということのを待機児童としてとらえております。旧の大宮市では、公設クラブがない小学校区が結構ありますので、必然的に旧の大宮市の地域よりも、もともと公設クラブが多く整備されていた旧与野市の中央区や旧浦和市の浦和区、南区、緑区が多く待機児童としてカウントされることとなりますが、中央区が一番多く、浦和区、南区、緑区が多いという現状になっております。

<臼杵委員長>

6ページの対応方針で、これまでの放課後児童クラブから学校の余裕教室を活用したすべての児童対象とする新たな放課後の居場所へ転換を図っていく必要があるとあるが、様々な小学校があり、小学校の中でも受け入れ辛いとか、余裕教室ないとか、そういう状況があるようですが、学校の施設を使用していくことなので、事務局からそういったことがクリアできるかどうか。見通しを教えてください。

<事務局>

35人学級のこともありますし、人口が多くなり、児童数が増える学校だと、普通教室を確保することで手一杯だということは事実としてございます。そういった過大規模校で、もともと放課後児童クラブ専用室が整備されていないような学校については、専用室を整備するための教室の確保が難しいことが想定されるため、このような新しい事業をすぐには導入していくことは難しいと思います。まずは専用室が確保できる小学校、学校内に余裕教室ある小学校、学校の敷地内に別棟で放課後児童クラブが建っているような小学校から、放課後の特別教室などを活用しながら、新しい事業を導入できる条件が合うところからやっっていこうと考えています。

<臼杵委員長>

ということはクリアできない、ということですか。

<事務局>

現状できないと明確に決めることは、現段階で言えません。

現状できないところは、多々あると思っています。あくまでも放課後の居場所づくりに繋がっていくものなので、決まっているところではございませんが、将来的にすべての学校に導入していく流れになっていくと思っております。まずはできるところからやらせていただきつつ、先ほど説明させていただきましたが、過大規模校などの余裕教室などのないところにつきましては、その状況を見ながら、判断していくことになると思っております。

<臼杵委員長>

そうするとこれは一つの将来的な希望というか、目標にして、それに向かって少しずつ実施していこうとこういう考えが、この対応の根っこにあるわけですね。

<事務局>

今までさいたま市でこの事業を行っておりませんので、まずはそういった事業を行ってみて、実際どういう効果があるかも検証しながら、実施させていただきたいと思っていますところでは。

<駒木根委員>

私たち学童保育所、特に、保護者会が学童を増やしてきているというのは、私どもの法人がすごく多くて、平成18年の時には、確か22クラブだったのが今は68クラブに増えました。

これは、保護者の皆さんが自分の子どもの居場所がないと困るという一心な思いで増やしてきています。そこに対する負担はもちろんありました。

ただ、物件確保を容易にするためのお願いはずっとしてきて、そういったことをお願いしている中で、全くそれに対してやってもらってないことはないですけども、地価の高騰などがあり、物件確保が追いつかなかった。

待機児童が311人はすごく大きな数に見えますけれど、実はさいたま市は、9ヶ所、7ヶ所、14ヶ所、毎年毎年ちゃんと放課後児童クラブを増やして来ています。これは9ヶ所だと、1クラブ概ね35人位が平均なので、311人位確保できるクラブの数は毎年増やしています。それでも働く保護者が増えるから、追いついてない。決して何もしてないわけではないと考えています。

なので、その物件確保しやすい方法を、何とか協力して欲しいと言ってきていることなので、その点について市としては今後、対策要件として考える余地はなかったか伺いたいです。

<事務局>

ご指摘のあった家賃が上がってきているというのは、物件確保の課題になっているということは認識しています。しかし、すぐに家賃補助を見直すことはできないため、今年度からは、民間物件を改修するための工事に対する補助金を、従来、新設ですと上限130万円だったものを240万円に引き上げました。100万円以上上限を上げて、できるだけ活用できる物件の選択肢を増やせる方向で今年度から支援を拡大しています。

さいたま市としても、やれるところから、物件確保のための支援を実施していきたいと考えています。

しかし、それだけでは追いつかない部分もあるので、学校施設の活用もこれまで以上に進めていく必要があると、ということが今回の事業につながると思います。

<駒木根委員>

今の130万円から240万円に上がった件ですが、私たちが使わせてもらう時には、2割は事業者負担があるので、実際は300万円の工事ができるようになったので、とても助かっています。

<高橋委員>

私は中央区に住んでいまして、中央区はやっぱり待機児童が一番多いんだと思いました。中央区では校舎の建て替えとか、改修の準備を順次進められているところですが、そういった改修とか時に、放課後児童クラブの居場所といいまして、部屋を確保するという事はやられていますか。

<事務局>

リフレッシュ工事などの大規模修繕の時は、校舎改築するので新しく放課後児童クラブの専用室を作るいいチャンスなので、教育委員会と連携し、その工事に合わせて新しく部屋をつくれなかと対象となる学校がある度に協議して、できるところは専用室を増やしています。

<臼杵委員長>

教育委員会いかがですか。

<事務局>

おっしゃる通りで、改築とリフレッシュ工事時、要するに建て替える時には、校舎がゼロの状態になるので、そういったニーズに応えるというところで、動いています。

<臼杵委員長>

やはり放課後児童クラブの部分も考慮して、計画しているということですか。

<事務局>

はい。三橋小の改修工事をやりましたが、そこには新しく放課後児童クラブが入っています。

<橋本委員>

私も平成10年、11年と小学校のPTA会長をしていた時に、その時の学童保育所が道路の拡幅工事で移転して欲しいという話が持ち上がりまして相談を受けまして、土地だけ探してくれれば自分たちでお金を出して建物建てるから探してくれという依頼を受けて、これは大変なことだと思いました。土地探しをして、うまくお借りできる場所を見つけて、一旦移転させたんですけどまたそこも老朽化だということで、また移転を迫られて、その時に学校側と相談しまして、教室内に設けられないかということで、進めましたが、昇降口の問題とかトイレの問題、あと警備の問題があり、学校内は無理だという結論になりました。

実はたまたまスペースがあった、プール脇の土地に建てるということで、校長先生に交渉させていただいて、OKをいただき、建築予算は当時3,000万つけていただいて、公設の建物を建てました。運営は民設で始めて、当時40名ぐらいで全部収まった。

ところが今は5ヶ所の学童保育所に、多分200人ぐらい通っていると思いますが、4ヶ所は歩いて5分ぐらいの近いところですが、1か所は一番遠いところにあり、大人の足でも15分ぐらいかかります。

ですから、今ここで一体化みたいな形で進めたいというお話ですが、件数が多くて、学校から距離があると、子どもたちには無理ですから、学校内にそれだけの施設をきちっと分けした状態で設けて、運営するという方向でやはり設計とか、対応を考えていただくというのが、この事業やるには絶対的な条件です。

それと、チャレンジスクールをやっています、どうしても学童さんがチャレンジに参加したいということで、去年までは受け入れをしていました。お迎えがありますから、歩いて15分の距離を、指導員の方が子ども一人のためにクラブと学校を送り迎えのために往復します。これはすごい負担になるだろうということもありましたし、チャレンジスクール側も5ヶ所の指導員さんにバラバラと受け渡しが実は大変なわけです。それで、今年月曜日は、学童保育さんの受け入れはやめました。

ですから、様々な地域の事情も絡んでくるので、できること、できないことがいっぱい出てくると思います。一律にやれというのは無理です。理想は理想でその理想に向かって、いろいろな課題でてる中でできることを改善し、時間がかかってもやっていくことが必要です。子どもたちのためにはそれが一番いいと思いますので、ぜひこの理想に向かって、進めてもらいたいと思います。

<臼杵委員長>

ありがとうございました。橋本委員の方から担当者、担当の課も含めて、今話し合っている議題をきちんとまとめていただきました。重く受け止めて、次に入りたいと思います。

(2) 議題 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型事業の実施について

②モデル事業について

<事務局>

資料3より

①モデル事業の概要について説明

- ・希望するすべての児童を対象に、小学校の教室等を活用して、放課後の居場所を提供
- ・放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の事業スキームを組み合わせることにより実施

②モデル事業の検証内容

## 【目的】

- ・「(仮称)さいたま市放課後子ども居場所事業」として、早期にモデル事業を実施し、事業のオペレーション、待機児童対策としての効果、民設放課後児童クラブへの影響等の観点から、より実効性の高い運営形態について検証を行う。

## 【モデル校】

- ・モデル校の選定にあたっては、学校施設内に既存の放課後児童クラブ室がある学校、待機児童が生じている学区、地域バランス等を勘案し選定。

## 【モデル事業での検証内容】

- ・運営全般
- ・待機児童削減に対する効果
- ・地域ボランティアの活躍によって効果を上げている「チャレンジスクール」と「17時までの居場所」部分との連携
- ・既存の民設放課後児童クラブ運営事業者への影響
- ・既存の民設放課後児童クラブ運営事業者の一体型事業への参入可能性

### <森田委員>

この一体型が始まったとして、午後5時以降は就労等要件としてご両親が働いている方という条件はあり、そのようなご家庭の方をお預かりすると考えているということだったのですが、ここに定員は設ける予定があるのかどうかということ、一定の条件以上の方はすべてみるのか、それともやはり定員で切るということをする予定なのかを聞きたいです。

あと、学校によってはその小学校区によっては複数の法人がクラブを運営しているかと思うんですが、この一体型を行うのは、学校の中で一つの事業としてやり、それ以外に今までのような形態は残した状態で始めるのかということです。

私が確か平成20年頃に、児童厚生員の研修会に行った時に、川崎市で丁度この事業が始まったという方と一緒に研修を受けたことがあり、誰が来ているかも全然わからないし、何百人来るので、今までのような、職員の能力や質の違いはあるのですが、今私たちがやっている子どもたちの支援というのは一人ひとりに寄り添った支援ってところを、心がけてやらせていただいているんですけども、多分それはできなくなると思います。

何百人も来て、けがが起こったとか、トラブルが起こったその対応をするってところだけでも精一杯になると思います。結果的に今、何か横浜も川崎もそういった支援は課題が多く、やはり子ども一人ひとりに寄り添った支援をしていって欲しいと希望する保護者の方が、また元に戻すクラブの形態を立ち上げているという話も聞いていたりするので、そのハイブリッド型でやっていくのか、もうこれ一本に絞っていくのかってところをちょっと教えていただけたらなと思います。

### <臼杵委員長>

厳しい質問ですが、答えられる範囲でお答えください。

### <事務局>

一点目の定員のお話ですが、基本的には午後5時以降も定員は設けなくて受け入れをしたいと考えています。今まではクラブの専用室の面積で定員を設けていましたが、今後はそのクラブの専用スペースだけではなくて、放課後に学校が使わないような教室もお借りして、利用を希望する児童が一人当たり1.65㎡を確保できるような形で受け入れをしたいと考えています。

先ほどお話がありましたけど、新しいこの一体型は、やはり学校規模によって違いが出てくると思います。

中期規模や過大規模ですと、本当に百人単位で、利用されると思いますので、現在の40人程度の放課後児童クラブのような小規模のクラブでの、児童と支援員とのかかわり方とはまた違う事業になってきてし

まうと思います。

それは、事業の役割分担といいますか、求めているものが違うので、避けられないことだと思います。

視察に行かしていただいても、小規模の学校であれば、今のような児童クラブのように丁寧な支援ができることは分かっています。やはり何百人という大規模なところでは、今ご指摘のあった通り、何かあった時に対応しなければならないので、見守りに重きを置く対応にならざるを得ないと思います。

森田委員から話があった通り、やはり今までの児童クラブの丁寧に寄り添ってもらいたいというニーズは、必ずあると思います。そういったところは今のさいたま市の委託している民設クラブには丁寧な対応をしてもらってきており、数も多く、大きな武器だと思います。そういったニーズには民設のクラブに対応していただけたらと考えています。

#### <駒木根委員>

前提として、この事業が学童を利用していた児童以外の子どもも使える、そして学童に入れなかった子どもたちの居場所にもなるということでは、賛成しています。

ただし、国が示しているその一体型事業っていうのは、この横割りの線ではなくて、縦割りだと思っています。学童は学童として、専用室が保証されていて、その中で時間帯によって、今は宿題の時間、おやつ時間、遊ぶ時間というように学童の時間が保証されている。

だけれども、放課後チャレンジスクールというものが毎日展開されていて、遊びの時間に学童の子も遊びに行くことができ、例えば、後で学童以外の子と教室で遊ぼうと約束し、遊ぶという活動が展開されることを国が示しているのに、なぜ今回それを推奨せず、こういった全く違う形が出てきたのかっていうのが、どうしてもちょっと聞いてみたいところです。

今、幼稚園とか保育園とか行っているお子さんのお母さんが、学童を使ったこともない方も多いと思いますが、放課後児童クラブを選択する時、料金が安くて定員もないなら安心して預けられると思うかもしれませんが、けれども、私もこの機会に勉強のために、様々な場所を調査しましたが、やはりさっき出てきたような子どもが落ち着いて生活ができないということが分かったので、学童を専門にやっている事業主としては、子どもが放課後落ち着いて、疲れをいやしたり、いろいろ自分のやりたいことを考えたりして過ごすこの貴重な放課後の時間がもう何百人っていう中で混沌として、もみくちゃにされて生活しているという姿は、想像したくありません。

国の一体型については全く異論がないけれども、このぐちゃぐちゃになってしまうものについては、今、回答にありました小学校のいろいろな教室を使って、1.65㎡のところを保証するっていうのは、私の子どもも理科室で生活するのですかとか、私の子どもは家庭科室ですか、ゴロゴロすることもすることもできませんよねとか、何かその教室によっては子どもの希望が満たされず、これは本当に子どもの居場所ではなく、なんだかただ押し込んでいるだけだと思ってしまいます。すいません、これは母としての気持ちです。

きちんと専用室を確保して欲しいけれど、これなら学童でいいのという思いがあったので、ここの部分については、きちんと整理してもらいたいです。

その他、調べた中で分かったことが、この無料開放のような形をすると、小学校の児童の6割が登録をして、そのうちの約半数が毎日来るようです。例えば、500人の小学校ですと登録が300人で、毎日の利用者が150になります。1000人の小学校になると、600人の登録があって、来る子どもは300人っていうことになるので、何か想像しただけでも、誰がどこかに行っても不思議ではないし、全然責任持てない状況になることを懸念しています。

加えて、どこに指定管理を出すのか、誰が運営するのかということも、もう一つの不安材料です。

上手くいっていたところは、教育委員会で管理を引き受けていて、教育委員会がこの放課後のところと、小学校の校長先生との打ち合わせや学校施設など責任をもって対応していました。そこは450人ぐらいの規模ですけど、児童数に合わせて専用室を確保する、その児童の人数に合わせて15人ぐらいに1人の配置

をつけるなど実施しているところは、うまく回っているようでした。

今まで学童で培ってきた最低限の基準っていうのはそれなりに意味のあることなので、とらえ方の違う事業を保護者が望んでいるわけではなく、待機になっている保護者たちは今ある学童保育所を望んで学童の空くのを待っているっていうところなので、趣旨がちょっと違い、一体型の考えが、混ぜこぜになっているというふうに感じています。

<臼杵委員長>

そうすると、最初に国が出した事業と今、さいたま市が考えている一体型の事業の方向性は若干違うというところですけども、事務局それについて何か考えがありますか。

<事務局>

国が示している放課後子ども教室は、基本的に地域の皆さんのお力をいただいて、毎日開けられればという話ですが、皆さんご承知の通り、人の確保や地域の方に仕事を押し付けてしまうという側面もあり、なかなか現実的には難しい話です。

国が描くような形で、毎日放課後児童クラブと放課後子ども教室をまわしていくというのは難しいので、国が示す形ではないですけども、それでもすべての児童の放課後の居場所を確保するというやり方を考えると、先行してやっている都市のやり方を踏まえてこういった事業の概要を示させていただきました。

ご指摘のあるような話は我々も想像しているところで、今まで放課後児童クラブとはまったく違う事業になりますので、当然ご不満などがあると思います。

先行都市の課題などを踏まえながら、さいたま市として、どういったこと、どういうやり方、どういう人の配置がふさわしいのか十分に検討して、できるだけ安心して過ごせる事業にしていきたいと考えております。

<野津委員>

学校側が学校の空いている施設をお貸しするという点に関しては私も賛成です。

それ以外でお願いですが、市民への周知方法はどうするのか、それから、今もそうですけども、保護者の意識を変えてほしい部分があります。例えばですけど、今勤務する学校は過大規模校なので、教室も足りないような状態で運営していますが、ある保護者から、他の学校は、学童が校舎内あるのに、できないのは、校長が・・・。

要するに保護者の方も認識がそのような感じですので、学校内に子どもが入るから、教員が対応しなければいけないというような、保護者の意識が非常に高いので、放課後児童クラブが対応するという意識を徹底させる、周知させるような方法をお願いします。

その保護者の方には、丁寧にご説明はしましたけれども、それは学校長が認めている、認めていないの問題ではないという話はさせていただきましたけれども、やはりどうしても学校内を使って活動しているので、けがをしたら、保健の先生のところに行ってしまうなどのことが出てくることも心配されます。そこはちょっと棲み分けがありますということの周知をしっかりといただきたいというのは、学校側からのお願いです。

<臼杵委員長>

おっしゃる通りです。という要望です。

<橋本委員>

学童保育の方のご発言が続いていますが、チャレンジスクールを実際に運営する側としてお話しします。

チャレンジスクールの初年度、実は定員を設けず募集かけましたら180人の応募がありまして、受けた以上は何とかしなければいけないということで、4班に分けて、参加できる人でできない人に分けて、実は1年間運営した経験があります。

それに懲りまして、翌年からは、当時使える二教室を活用して、定員は50人ということで、やってきま

した。ところが、教室が足りなくなっていて、ほぼなくなった状態で、ついに、去年から図工室を使うようになり、やっと運営しているような状態です。そうすると25人とか、それが限界ですし、しかもエアコンがありません。その前使った二教室もエアコンはありませんでした。一般教室でエアコンのついた教室で授業を受けてきた子どもが放課後チャレンジスクールに来ると、エアコンがない。そういうところで運営しているのが事実でございます。

そこに今の話で、何百人もそういう手を挙げられたときには、もうどうしたらいいのということですから、とても我々、地域のおじさん、おばさんは受け入れることはできません。人も足りませんし、場所もない、不可能な話です。

さっきも言いましたようにできるところ、できないところ、あと人数のこともしっかり考えて進めていたかないと、あっちではできているのに、ここではできないの、と言われるのは非常に困ります。

それとさっき心配だとお話が出ましたが、学童保育ってこれ長年積み上げてきた、時間割とか、ルールとか、あるわけですから、そこが崩れていくようなことになると、大変なことになるのかなと思います。

今、学童保育1教室1施設、大体、上限が50人ぐらい、一番大きいところで60人入りますが、その施設に合わせて多少あるんでしょうけど、やはり何人かが見るって言うても、目の届く範囲っていうのは限られていますから、けがや事件や事故が起こる可能性が、人数を多くが預ければ大きくなります。

それを地域の人間に負わせるような形はもう絶対避けるべきだと思いますし、そうなったら我々運営は受けられません。できないですよという話になります。ですから、よくよく考えて、仕組みを考えていただくことと、対応できる場所か、できない場所か、その辺をよく見極めて進めていただきたいと思います。

#### <高橋委員>

気になった点が2点ありまして、これを進めるとなると校庭とそして特別教室の管理はどうなるのか。学校の先生が午後5時以降も残られることもあると思うので、そうすると、学校に負担がかかることを心配します。早く帰っていただきたいと保護者的には思っているのに、大丈夫だろうか、学校のいろんな施設を使うことも大丈夫なのかなということが一点です。

あともう一点が、今やっているチャレンジスクールと連携をするということでしたが、チャレンジスクールはチャレンジスクールで申し込みをして、年間で大体スケジュールを決めてプログラムをしているところで、こちらの方の「(仮称)さいたま市子ども放課後居場所事業」の方と、この子ども同士の交差点です。チャレンジスクールは申し込んでいるけれど、放課後児童クラブで遊びたいって言われた時どうするのかとか、その管理の仕方というのですか、安全管理の面で心配です。

ただ子どもの交流はとてもいいことだと思うので、そこは認めてあげたいと思いつつ、そういったところの安全管理の曖昧さが気になりました。以上二点です

#### <臼杵委員長>

学校を使うということですから、問題はその施設で、この事業がスタートした時に、どこでも、子どもが入り、学校のたくさんの場所に入れてしまう、たくさんの作品が各教室に掛かっているし、必要なものも様々ある。その管理はどうするのか、だったらきちんといる場所を決め、シャットアウトして、扉などをつけて、ここからこのエリアで活動した方が管理上問題ない。ところが、今のお話だと、使う教室が飛んでいる。

そうすると、これは教育委員会の管理に関係するのかもしれないけれども、そういう問題が今施設を使うことについて出ました。これはやってみなければ分からないけれども、どっかで場所を切り、ここから先は行ってはいけないエリアとしないと難しいと思います。

それからチャレンジとの一体化です。これはどうしても手をつけていきたいのはその通りです。

でも、チャレンジの方は教養というか、学力というか、地域とのいろんな祭りなどとの結びつきであるとか、そういうものを『学ぶ』というのが中心になっているような気がします。

学童の方はそうではなくて、まず預かって、そこで子どもたちに、気持ちよく過ごして欲しいということ



が中心になるのでしょうか。この二つについて、教室の使い方は特に難しいと思いますが、何か補足して担当からありますか。

<事務局>

教室の使い方ですが、クラブの専用室が中心になって、できるだけ近くの教室で使える教室を確保させていただき、区画は一定の区画を決め、この時間帯からは、機械警備の対応もありますので、この部分でしか活動できないよというような形にして、活動場所を区分けしていきたいと考えています。そうしていかないと、普通教室の方へ行ってしまう心配もあります。

できるだけコンパクトに、この区画でというように思っています。

あと、各学校の教室の配置によって場所は決まっていきますので、どこの学校も同じようにやれるかは、なかなか難しいと思っています。それは今後モデルでやれるところで、調整しながら、どのような配置だと運用しやすいか検討していきます。

管理については、当然学校の先生には負担をかけられませんので、事業を委託する事業者の職員の方で管理してもらいます。モデル事業等を通して、学校さんに迷惑をかけないようにするにはどうしたらよいかも考えていきたいと思っています。

<臼杵委員長>。

チャレンジとの一体について何かあります。

<事務局>。

チャレンジスクールを利用するお子さんもこの居場所事業に取り入れていくこととなります。チャレンジスクールの方も先ほどありましたけど、無限に受けられるわけではないので、申し込みを受けた段階で、チャレンジの方でどれぐらいの人数を受けていただけるのかを調整しようと考えています。

お子さんによってはもともと申し込んでいたけど、この日はチャレンジスクール行きたくないとなると混乱すると思うので、今後、居場所事業を委託した業者とチャレンジスクール運営の皆様と情報の連携をどのように行うのかを詰めていきたいと考えております。

学校でチャレンジスクールの運営会議を持っていらっしゃると思うので、そういったところに、居場所事業の運営事業者を参加させていただくとか、情報連携を密にさせていただくことで、課題に対応していきたいと考えております。

<臼杵委員長>。

確かにさっき、橋本委員さんがおっしゃっていたように、チャレンジを本気でやっているから、放課後児童クラブと一緒にされると言われると考える部分は確かにありますし、すごくわかる気がします。

この前の会議で、児童の定員があって、例えば受け入れるのに55名ですとか、39名ですという風になった時に私が質問した時に基準を言っていたと思いますが、1.65㎡でしたか、それは畳一畳分で、それは国の基準ですか。受けられる子どもというのは畳一畳分に一人、こういうとらえ方でやっていくわけだ。

<上野副委員長>

今9ページ目で、保護者負担が公設・民設があってそれプラス、国庫負担ということでこれらの事業というのは保護者負担と国庫負担で、現状は賄われているということですか。(はい)

それを踏まえてその次の事業ではチャレンジスクールや、この国庫負担のところ子ども家庭庁と文科省で、省庁が変わってもおいてくるお金を割合とかは一緒なのか、それとも、さらに付加して付けてくれるとかがあってということありえますか。

<事務局>

この新しい事業をすることで、プラスアルファでもらえる、対象が広がるということはありません。

新しいこの居場所事業の中で、健全育成事業に該当する部分というのはこれまで通り子ども家庭庁から補助金をもらって、子ども教室に該当する部分を工夫して文科省からいただけるように申請することになります。

す。

<上野副委員長>

11ページ目で近隣の自治体のところを見ると、どのような事業の違いがあるか分からないですけど、川崎市は何でこれは無料でできるのですか。要は国庫ではなくて自治体から予算を大分つけているという理解ですか。

<事務局>

国からもらっているその補助金の種類としては、今さいたま市が想定しているものと同じで、子ども家庭庁からの放課後児童クラブに関する補助金、文科省からの放課後子ども教室に関する補助金をもらっている。ただ、利用料金をとっていないので、市の負担が非常に大きいようです。

<上野副委員長>

川崎市はさいたま市より難しい家庭が多いとか、外国の方も多いということは理解していますが、市の負担が大きいんですね。分かりました。

<臼杵委員長>。

他の委員さんから何かありますか。

<駒木根委員>

事業者としての心配事が出てきました。この事業をやっている小学校では定員を設けない、基本、利用料は無料で、5時以降は幾らかお金はいただくようですが、今は金額が示されていない。

公設をフォローするつもりはないですが、保護者のために必要だという数のクラブを増やし、設立してきましたが、おそらく今後バタバタ必要なくなって、そして閉じていくことになると思います。

少しは頑張ろうと思いますが、子どもがいないとやる必要がないけれど、川崎の例のように、後からやっけていく中でやっぱり元に戻したいというふうになったときに、元のように戻すことは容易ではない。いろいろ今聞きながら、お金の使い方をどう考えているのかなと思っていましたが、このことに無料であったり、少額の利用料でやったりするぐらいならば、民設の私たちが運営し、今利用している保護者に、そこは、お金を投入してもらうこととは違うのかとか、これだけいろいろ整備しなきゃいけない。たくさんお金を使わなきゃいけない。人のこともいろいろ整備しなければいけない。学校ともいろいろ調整していかなきゃいけない。何か課題山積みで、だったら10か所とかのクラブを作るほうがいと単純に思ってしまう。

これは事業者としてですが、私たちはおそらくこの事業が展開することによって、どんどんどんどん縮小されて、非常に運営しやすい小規模な法人になっていくと思います。

働く職員たちは今から失業してしまうととても心配しています。今は、この仕事はどこでもあるから、みんなが失業することはなく、転職という形でカバーできると話しています。

だけど、みんなの経験がそのまま移行されるわけではないから、非常に不安定です。実際にこの事業をやっている市町村で働いている方たちからもお話を聞きましたが、指定管理はプロポーザルで3年から5年に1回入れ替えがあり、たまたま同じ事業者さんであれば同じ雇用主なので、同じ労働条件で働けるけど、雇用主が変わると労働条件が変わる。保育だとか、やっていいこととやっていけないことが変わるということで、非常に働きづらい。だから、やめる。そうするとまた人が足りなくなるっていうことが、ぐるぐるぐる同じことが問題となっているようです。

保育所としてやっていた時には常勤職員が3人配置できるだけのお金でしたが、おそらく、同じようなお金で事業を展開したために、受け入れ児童が増えたので、常勤は責任者の1人だけで、あとはすべて補助員になって、働く職員の負担がものすごく大きくなっていて、大変だということでした。

そんなことを聞いたので、事業者としては、働く職員の雇用保障も考えなければいけないし、こんないろんなことこんなにたくさん整備しなければならないならば、施設探しの方に少し力を入れてもらうとか、周辺業務の補助金の充実を図って欲しいです。

さいたま市は、保護者がお給料計算とかしなくていいような、周辺業務の補助金もついたんですけれど、その代わりに、従来あったその公民格差を是正するための補助金っていうのが同額なくなって、結局行って来いでそのお金は使えませんでした。

だからその時の補助金がきちんと、その分が浮くようにできれば、私たちは各施設、もしくはブロック単位で事務職員を置いて、保護者の負担を軽減しようって考えていたし、私たちではない、個々でやっているクラブもそういった職員を雇い入れることで、保護者の負担がぐっと軽減できたはずなんです。

なので、学童の保護者会運営はやりたくないって言っているのではなく、スムーズにやれる方法を考えて提案してきたので、どうしてそんなことになってしまうのか。繰り返しますがこんなに大変なことやるんだったら、学童を増やしてくれれば、頑張りますという思いです。

#### <臼杵委員長>

今、そういう気持ちの吐露がありました。

しかし、担当課としては、横浜市、千葉市でなどある程度視察をやって、一つこれは形としてやってみてというところはあるわけです。そして、今の出た意見はここに録音されていると思うので、それをベースにしながら、どのぐらいそのような懸念を軽減できるかという方向で、まず立ち上げてみるのが大切かなっていうのは思います。やってみないと始まらない。だからあれが心配だ、これが心配だということが、今あると思います。実際にさいたま市で立ち上げた事業を一回見て、どうかというところもまた出てくるわけです。そういうとらえ方で考えてもらえればというふうに思います。

他ございますか、これだけ言っておきたいことがありますか。

#### <駒木根委員>

批判めいたことばかり言ってしまいましたが、私の子どもが通っていた小学校は小規模校で、子どもの数も、2クラスできるかできないかという本当に小規模校で、200人から250人の児童数の学校です。

そうすると、児童クラブは、30人定員ですけど、これだとちょっと民設クラブを立ち上げられるほどの子どもの数に足りません。

なので、そういった小規模校については、この制度って、もし、形が変わっても、子どもたちの空間は変わらないと思うし、やれることの幅が広がって、すべての子どもが利用できて、小規模校についてはすごくあっていると思います。

#### <溝口委員>

この事業ではチャレンジスクールは放課後児童クラブになり、瓦解するような形にとらえていました。ところが、今日の話し合いではっきり分かったのは、チャレンジスクールは今まで通りの活動で、これをアシストするような形でやればよかったってことで、まずは一安心しました。

チャレンジスクールを毎日やるとなると、私たちの場合、スタッフは職員じゃなくて、要するに、ボランティアです。ボランティアをそれだけ集めることができるのかっていう心配すごくあるので、今まで通りでよろしいってことでこれ非常に安心しました。

今は、チャレンジスクールと一括して呼んでいますが、始めたころは、子ども教室という名称でした。

その時には私たちは子どもの遊び場づくり、安全・安心な遊び場づくりをやってくれということで、ただ遊びっ放しだとまずいので、宿題はちゃんとやらせてくださいということで、引き受けて始めたわけです。

チャレンジスクールに切り替わった時に、学校についていけないというか、理解の定着がゆっくりの子に学習のアドバイスをしてくれということで、その学習アドバイザーっていうのを付け、活動してきているという歴史的なものがあるわけですね。

ですから、その以前の放課後子ども教室をやっていた学校はある程度この放課後児童クラブと、きっと同じような活動しているわけです。宿題はさせた後、遊ばせる。

ところが平成21年度から全部一斉に公立小・中学校はチャレンジスクールやりなさいっていうふうにな

ってからは、どちらかと、今度は教育委員会なりに変わりましたので、学力もかなり入ってきているということで、ちょっと何か塾化したようなチャレンジスクールができてきているはずです。

ですから、まず、私たちの方で、ある程度、平均の取れたチャレンジスクールにしなくてはいけないというように感じています。

働く条件だとか、それからさっきの学校の施設を管理するっていう話ですが、現状では、必ず使うチャレンジスクールは、こことここを使いたいというふうに学校の方へ申し出て、学校の詳細を得て施設を借りています。学校の場合には、子どもはやっぱり自分の家だと思っているんです。自分の学校ですから、私の勝手でしょっていう感じで行きたがるわけですけども、一人では絶対行動させません。必ずスタッフは、ついて移動していき、教室で先生はまだ仕事されている場合もありますので、必ず挨拶をさせます。

一人では行動してはいけないなどのルールをちゃんと作っています。各校全部作っているはずです。

<橋本委員>

トイレに行くんでも必ず誰かが付き添います。それと他のクラスには絶対行かせません。立ち入りはいけないということで、行かせないようにしています。

<溝口委員>

付いていったスタッフが、子どもが他のものを触ったりとか、そういうことしないようにしたりするという指導も兼ねてやっているはずです。

ですからその心配はないですけども、チャレンジスクールの場合、運営の仕方が各校で極端に違い過ぎているので、何か調節できる方法があればと考えています。

<臼杵委員長>

チャレンジスクールにはそのような実態があるというのをお話いただきました。

最後に、大変教育委員会の施設管理課の方で申し訳ないんですけども、今までに例えばチャレンジスクール、或いは放課後子ども教室で、学校の施設を使うことによって、いろいろ行ってはいけないようなところで、教育委員会の方で、何かこうパーテーションを作ったとか、施錠できるようにして、禁止エリアを作ったか、校長先生からの要望などの事例はありますか。

<事務局>

今まで経験はありません。さっきおっしゃったように区画である程度機械警備をかけているので、エリア以外の所に行くということはないようです。

<臼杵委員長>

スタッフの方も付いて動いているので、児童の行動範囲が決められ、勝手な行動することや各教室の立ち入りの心配はクリアできますね。ご協力ありがとうございました。

以上で、進行を事務局の方にバトンを渡します。

(3) 事務連絡

(4) 閉会

10 問い合わせ先

子ども未来局 子育て未来部 幼児・放課後児童課

048-829-1717

11 その他